

## 議案第 8 号

### 新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部を改正する条例

新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成 13 年新座市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（職員の派遣）</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第 2 条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>2・3 [略]</p>

#### 附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 21 日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への職員の派遣を廃止したいので、この案を提出するものである。